

兵庫県公報

平成19年7月27日 金曜日 第1896号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告 示	ページ
○丹波市の区域内における字の区域変更（市町振興課）	1
○救急病院の認定（医務課）	3
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	4
○建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	5
公 告	
○本人確認情報の提供、利用及び保護の状況に関する公表（市町振興課）	5
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	7
辞 令	
○大原 義弘ほか	7
正 誤	
○平成19年7月3日付け兵庫県公報第1889号中	8

告 示

兵庫県告示第815号

丹波市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、丹波市長から届出があった。

この届出に係る処分は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の成果の認証の日からその効力を生ずるものとする。

平成19年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
山南町岩屋	正 楽 寺	880から890まで 891の1 891の2 892 893	山南町村森	ノリツ子
	ダイダニ	867の2 867の3		
	ビクニガキ	862の1 862の2 863 863の1	山南町村森	脇 田
山南町井原	脇 田	595から597まで		
山南町岩屋	ビクニガキ	860 861	山南町村森	水 井

	札ノ辻	859 859の1 859の2	山南町村 森	シヤケ
山南町村 森	西畑	68の1 68の2 69の1 69の2 70の1 70の2	山南町村 森	ドンデン
山南町岩 屋	村森ノ中	857の1から857の3まで 858		
山南町村 森	乳母ノ懐	1071の1 1072	山南町村 森	山端
山南町井 原	鳥居ノ本	598の1 598の2 599の1 599の2	山南町村 森	ヲチノ本
山南町村 森	東山	11 1012の1 1012の2	山南町村 森	東畑
山南町井 原	東畑	1030		
山南町村 森	ノリツ子	8の1から8の5まで	山南町村 森	ダイダニ
山南町岩 屋	ダイダニ	864から867まで 867の1 867の4から867の7まで 868 869の1 869の2		
山南町岩 屋	正樂寺	870から872まで 872の1 873 874の1 874の2 875 876 876の1から876の3まで 877 877の1 878 878の 1から878の3まで 879	山南町村 森	正樂寺
山南町野 坂	溝下	298から300まで 301の1 302の1 302の2 303の1 303の2 304の1から304の11まで 305 306 307の1 307の2 308の1 308の2 309から313まで 314の1 314の2 315の1 315の2 316 317 321 323の1 323 の2	山南町奥	溝下
市島町矢 代	上左折	620の2	市島町北 岡本	北岡本

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字山南町岩屋字正樂寺880、883から890、891の1、891の2、892、893に隣接する道路、水路である公有地の全部は、大字山南町村森字ノリツ子に編入する。

また、大字山南町岩屋字正樂寺870、871、872の1、875に隣接する道路である公有地の全部、大字山南町村森字脇田9の1、9の2に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町岩屋字ビクニガキ863の1に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町村森字脇田10の3に隣接する道路、水路である公有地の一部、大字山南町岩屋字ビクニガキ863に隣接する道路、水路である公有地の一部は、大字山南町村森字ダイダニに編入する。

また、大字山南町村森字脇田31、39に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町井原字脇田595に隣接する

道路である公有地の一部は、大字山南町村森字正楽寺に編入する。

また、大字山南町村森字西畑74の1、74の4、74の6、75の1、75の2に隣接する水路である公有地の全部は、大字山南町村森字脇田に編入する。

また、大字山南町村森字シャケ115の3、116の2に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町村森字ドンデン125の1に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町村森字西畑に編入する。

また、大字山南町村森字シャケ115の3に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町村森字水井に編入する。

また、大字山南町村森字シャケ111、114に隣接する水路である公有地の一部、大字山南町岩屋字札ノ辻859、859の1、859の2に隣接する道路、水路である公有地の一部、大字山南町村森字ヲチノ本154の1、157、157の1、158、159、160の3に隣接する水路である公有地の一部、大字山南町井原字鳥居ノ本598の2、599の2に隣接する水路である公有地の一部は、大字山南町村森字鳥ノ内に編入する。

また、大字山南町岩屋字村森ノ中857の1、857の2、858に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町村森字ドンデン117、120に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町村森字西畑70の1に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町村森字シャケに編入する。

また、大字山南町村森字北方カイチ136の2、137から139まで、141の1、143に隣接する水路である公有地の一部、大字山南町村森字乳母ノ懐1071の1、1072に隣接する道路である公有地の全部は、大字山南町村森字山端に編入する。

また、大字山南町村森字北方カイチ142、143に隣接する道路、水路である公有地の一部は、大字山南町村森字ヲチノ本に編入する。

また、大字山南町村森字ヲチノ本152の2、152の3に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町村森字ヲチノ本153の1、153の5に隣接する水路である公有地の一部、大字山南町村森字東畑221、222の1に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町村森字宮脇に編入する。

備考 地番は、平成19年4月1日現在の地番である。

兵庫県告示第816号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成19年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- | | | |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 名 称 | 神鋼病院 |
| | 所 在 地 | 神戸市中央区脇浜町1丁目4番47号 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成19年4月1日 |
| | 認定の有効期限 | 平成22年3月31日 |
| 2 | 名 称 | 原泌尿器科病院 |
| | 所 在 地 | 神戸市中央区北長狭通5丁目7番17号 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成19年5月9日 |
| | 認定の有効期限 | 平成22年5月8日 |
| 3 | 名 称 | 公立社総合病院 |
| | 所 在 地 | 加東市家原85番地 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成19年7月21日 |
| | 認定の有効期限 | 平成22年7月20日 |
| 4 | 名 称 | 市立小野市民病院 |
| | 所 在 地 | 小野市中町323番地 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成19年7月21日 |
| | 認定の有効期限 | 平成22年7月20日 |

兵庫県告示第817号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

ダイソー株式会社 尼崎工場

尼崎市大高洲町11番地

工場長 松本 敏

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

ダイソー株式会社 尼崎工場

尼崎市大高洲町11番地

- (3) 特定施設に関する事項

種 類	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No.1)		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No.2)		
	通常	最大	通常	最大	
能 力	430㎡/時		同 左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後30日		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～18時 10時間		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	変動なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	10	12	10	12
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg/L)	50	80	50	80
	浮 遊 物 質 量 (単 位 mg/L)	20	35	20	35
	窒 素 含 有 量 (単 位 mg/L)	—	—	—	—
	り ん 含 有 量 (単 位 mg/L)	—	—	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 ㎡/日)	3,977.6	3,977.6	4,202	4,202	

備考 汚水等は、外部業者に委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はな

い。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成19年 7月27日から同年 8月17日まで

(2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び尼崎市環境市民局環境部公害対策課

兵庫県告示第 818 号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項の規定による処分をしたので、同法第29条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 処分をした年月日

平成19年 6月26日

2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商 号 有限会社 優

主たる営業所の所在地 姫路市飾磨区今在家北 2 丁目57番地 1

代 表 者 の 氏 名 福 田 哲 治

許 可 番 号 兵庫県知事許可（般-14）第459656号

3 処分の内容

建設業法第29条第 1 項に基づく許可の取消し

（土木工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実

有限会社優の取締役福田哲治は、平成17年 6月17日、神戸地方裁判所において、覚醒剤取締法に違反したとして、懲役 1年10か月の刑に処せられ、同年 8月 5日、その刑が確定している。

このことは、建設業法第29条第 1 項第 2 号に該当する。

公 告

本人確認情報の提供、利用及び保護の状況に関する公表

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）第10条の規定に基づき、本人確認情報の提供、利用及び保護の状況を次のとおり公表する。

平成19年 7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 本人確認情報の提供

提 供 先	事 務	提 供 年 月	提供件数
兵庫県選挙管理委員会	公職選挙法（昭和25年法律第100号）による同法第86条第 1 項から第 3 項まで又は第86条の 4 第 1 項若しくは第 2 項（漁業法（昭和24年法律第267号）第94条第1項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務	平成19年 3月	105
		同 年 5月	1

2 本人確認情報の利用

事 務	利 用 年 月	利用件数
農業取締法（昭和23年法律第82号）による同法第8条第1項又は第2項の届出に関する事務	平成18年10月	1
土地改良法（昭和24年法律第195号）による同法第18条第16項（同法第68条第 2	平成18年 8月	14

項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務	同 年11月	14
	同 年12月	6
	平成19年1月	8
	同 年2月	29
	同 年5月	13
	同 年6月	92
地方税法によるゴルフ場利用税又は軽油引取税に係る犯則事件の調査に関する事務	平成18年11月	220
	平成19年1月	3
	同 年2月	7
	同 年3月	2
	同 年5月	1
	同 年6月	1
採石法(昭和25年法律第291号)による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務	平成19年4月	2
卸売市場法(昭和46年法律第35号)による同法第55条又は第58条第1項の許可に関する事務	平成19年1月	12
	同 年2月	1
	同 年3月	15
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による被爆者健康手帳に関する事務	平成19年4月	3
	同 年6月	1
兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)による個人の行う事業に対する事業税、不動産取得税若しくは自動車税の賦課又は県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉾区税、自動車取得税若しくは軽油引取税の徴収(延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。)に関する事務	平成18年7月	976
	同 年8月	2,536
	同 年9月	597
	同 年10月	1,245
	同 年11月	4,152
	同 年12月	960
	平成19年1月	1,000
	同 年2月	1,079
	同 年3月	519
	同 年4月	488
	同 年5月	3,495
	同 年6月	1,497
恩給条例(昭和36年兵庫県条例第40号)による恩給の支給に関する事務	平成18年9月	50
	同 年11月	50
	同 年12月	19
	平成19年3月	100
	同 年6月	50
浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年兵庫県条例第11号)による同条例第2条第1項若しくは第3項の登録又は同条例第7条第1項の届出に関する事務	平成18年7月	1
	同 年12月	3
	平成19年4月	1

土地収用法第3条各号に掲げるものに係る事業の用に供する土地の取得に関する事務	平成18年7月	88
	同 年8月	61
	同 年9月	15
	同 年10月	46
	同 年11月	51
	同 年12月	14
	平成19年1月	8
	同 年2月	31
	同 年3月	62
	同 年4月	22
	同 年5月	21
	同 年6月	79
	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第1項に規定する社会福祉士又は同条第2項に規定する介護福祉士としての業務に従事しようとする者に対する修学資金の貸付けに関する事務	平成18年8月
同 年9月		2
農業取締法第1条の2第1項に規定する病害虫の防除の業を営もうとする者の届出に関する事務	平成19年1月	1

3 本人確認情報の保護に関する状況

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例第8条第2項の規定により漏えい等の防止のために講じられた措置はなし。

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市末広2丁目246番19、246番21、241番12、241番2の一部、240番3の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市別所町小林734番地の346
まさい不動産 代表者 正井松則
- 3 許可年月日及び許可番号
平成19年7月9日
兵庫県指令北播（建）第1-2-2号（19三木）

辞 令

平成19年7月17日付

（企画管理部教育・情報局長兼企業庁地域整備局参事・企画管理部教育・情報局情報政策課長）

大原義弘

企画管理部教育・情報局情報政策課長兼務を免ずる

金沢直樹

企画管理部教育・情報局情報政策課長に補する

正 誤

○平成19年7月3日付け（兵庫県公報第1889号）
兵庫県告示第759号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
5	表中	町大字名 但馬町東 中	町大字名 但東町東 中